

新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）より抜粋

1. 幼児教育の無償化

（幼児教育・保育の役割）

20 代や 30 代の若い世代が理想の子供数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最大の理由であり¹、教育費への支援を求める声が多い²。子育てと仕事の両立や、子育てや教育にかかる費用の負担が重いことが、子育て世代への大きな負担となり、我が国の少子化問題の一因ともなっている。

¹ 国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015 年）によると、妻が 50 歳未満である初婚同士の夫婦のうち、予定子供数が理想子供数を下回る夫婦を対象に行った質問（妻が回答）において、理想の子供数を持たない理由（複数回答）について、30 歳未満では 76.5%、30 歳～34 歳は 81.1%が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答している。

² 内閣府「結婚・家族形成に関する意識調査」（2014 年度）によると「どのようなことがあれば、あなたは（もっと）子供がほしいと思うと思いますか」との質問に対し（複数回答）、「将来の教育費に対する補助」が 68.6%で第一位、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が 59.4%で第二位となっている。

このため、保育の受け皿拡大を図りつつ、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の一つである。

また、幼児期は、能力開発、身体育成、人格の形成、情操と道徳心の涵養にとって極めて大切な時期であり、この時期における家族・保護者の果たす第一義的な役割とともに、幼児教育・保育の役割は重要である。幼児教育・保育は、知識、IQなどの認知能力だけではなく、根気強さ、注意深さ、意欲などの非認知能力の育成においても重要な役割を果たしている。加えて、人工知能などの技術革新が進み、新しい産業や雇用が生まれ、社会においてコミュニケーション能力や問題解決能力の重要性が高まっている中、こうした能力を身につけるためにも、幼児期の教育が特に重要であり、幼児教育・保育の質の向上も不可欠である。

さらに、幼児教育が、将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等の効果をもたらすことを示す世界レベルの著名な研究結果もあり、諸外国においても、3歳～5歳児の幼児教育について、所得制限を設けずに無償化が進められているところである³。

³ 例えば、イギリス、フランス、韓国においては、所得制限を設けずに無償化が行われている（イギリスでは5歳から義務教育）。

安倍政権においては、平成 26 年度以降、幼児教育無償化の段階的推進に取り組んできたところであり、幼稚園、保育所、認定こども園において、生活保護世帯の全ての子供の無償化を実現するとともに、第 3 子以降の保育料の無償化の範囲を拡大してきた。そして、今年度からは、住民税非課税世帯では、第 3 子以降に加えて、第 2 子も無償とするなど、無償化の範囲を拡大してきた。

(具体的内容)

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している **3 歳から 5 歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する**。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、現場及び関係者の声に丁寧に耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から、来年夏までに結論を出す。

0 歳～2 歳児が 9 割を占める待機児童について、3 歳～5 歳児を含めその解消が当面の最優先課題である。待機児童を解消するため、「子育て安心プラン」を前倒しし、2020 年度までに 32 万人分の保育の受け皿整備を着実に進め、一日も早く待機児童が解消されるよう、引き続き現状を的確に把握しつつ取組を進めていく。こうした取組と併せて、**0 歳～2 歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとし**、現在は、住民税非課税世帯の第 2 子以降が無償とされているところ、この範囲を全ての子供に拡大する。

なお、0 歳～1 歳児は、ワークライフバランスを確保するため、短時間勤務など多様な働き方に向けた環境整備、企業による職場復帰の確保など男性を含め育児休業を取りやすくする取組、育児休業明けの保育の円滑な確保、病児保育の普及等を進めるなど、引き続き、国民の様々な声や制度上のボトルネックを的確に認識し、重層的に取り組んでいく。

(実施時期)

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、**2019 年 4 月から一部をスタートし、2020 年 4 月から全面的に実施する**。

また、就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく。さらに、人工呼吸器等の管理が必要な医療的ケア児⁴に対して、現在、看護師の配置・派遣によって受入れを支援するモデル事業を進めている。こうした事業を一層拡充するとともに、医療行為の提供の在り方について議論を深め、改善を図る。海外の日本人学校幼稚部についても実態把握を進める。

引き続き、少子化対策及び乳幼児期の成育の観点から、0歳～2歳児保育の更なる支援について、また、諸外国における義務教育年齢の引下げや幼児教育無償化の例等を幅広く研究しつつ、幼児教育の在り方について、安定財源の確保と併せて、検討する。

⁴ 人工呼吸器を装着している障害児など、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児。